証券コード　3837
平成28年６月14日

株　主　各　位

東京都港区港南四丁目１番８号
アドソル日進株式会社
代表取締役社長　上　田　富　三

# 第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

**尚、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後５時45分までに到着するようご返送下さいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　平成28年６月29日（水曜日）午前10時

**２．場　　所**　東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル　メインタワー　15階　会議室
※昨年と同じホテルですが、階が異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようお願い申しあげます。

**３．目的事項**

**報告事項**　第41期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　剰余金の処分の件
**第２号議案**　取締役７名選任の件
**第３号議案**　補欠監査役１名選任の件
**第４号議案**　ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
　　又、資源削減の為、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申しあげます。
◎　当日の受付開始は午前９時を予定しております。
◎　株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.adniss.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

# 事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

## １．会社の現況

### ⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、原油安や中国経済の減速、米国利上げ等の影響を受け、世界的な株安や輸出の伸び悩み、長期金利の低下等、国内景気の下押しリスクが懸念される状況にあります。

当社が属する市場及び顧客においては、企業のICT投資需要は高いものとなっています。

市場ニーズとしては、既設の社会インフラに対する更新需要に加え、防災や医療・介護にも配慮した安全・安心・快適・エコを提供するICT（Information and Communication Technology：情報通信技術 ）サービスへのニーズは拡大が見込まれています。

日本政府は「『日本再興戦略』改訂2015－未来への投資・生産性革命－」を閣議決定し、その中で様々な機器をインターネットで繋ぎ、新たなサービス提供を実現するIoT(Internet of Things)やロボット、ビッグデータ等による産業構造改革方針を打ち出す一方で、サイバーセキュリティ基本法に基づくセキュリティ戦略の中で、サイバー空間を欠くことの出来ない経済社会基盤と位置付け、サイバー攻撃の国家的脅威の深化への対応として、IoTシステムのセキュリティ・安全性に関する対応方針を発表しています。

エネルギー領域では、エネルギー基本計画に基づく電力及びガスの自由化、並びに発送電及び導管事業分離を含むエネルギー政策に関する取組みが進展しており、平成28年４月から開始された電力小売り自由化への対応、及び平成29年４月に予定されるガスの小売り自由化への対応が進展する一方で、新規参入する事業会社の動きが活発になっています。

インバウンド市場では、トラベル関連のシステム更新需要と航空インフラ需要が高まっています。

新たなICT需要としては、2020年に開催される東京オリンピックを契機に、インフラ更新や多くの産業分野で新たなサービスの提供に向けた取組みも高まっており、自動運転の実現に向けた取組みやICTを活用した新たなファイナンス・サービスを提供するフィンテック（FinTech：ICTを活用して金融、決済、財務サービス等の領域における技術革新）が注目されています。

グローバルの視点からは、海外拠点を活用したオフショア開発と国内地方拠点を活用したニアショア開発体制のバリエーションが差別化要素となっています。

このような環境下において、当社は、次の重点施策に取組みました。

総合力の発揮としては、次の成長エンジンとなる新たなサービスとして「情報セキュリティ」、「サイバーセキュリティ」をキーワードに、平成28年３月期を「セキュリティ元年」と位置付け、市場への新たなセキュリティ・ソリューションの提案を積極的に展開しました。まず、組込みOS領域において20年来の取引実績を有し、米国シリコンバレーに本社を構えるLynx Software Technologies社（以下、Lynx社）と、同社が提供するIoT機器向けセキュリティ・ソリューション「LynxSECURE」の国内展開に向け、新たな協業関係を構築し、平成27年８月に、「IoT時代のセキュリティ・フォーラム2015」を主催しました。10月には、日経ビジネスフォーラム「いま、企業に求められる危機管理」（主催：日本経済新聞社）に、12月には、「IoT＆Enterprise Forum 2015Winter」（主催：日経BP社）に其々協賛し、「隔離する」「遮断する」をキーワードに、対応が急がれるIoT機器のセキュリティ対策として、「LynxSECURE」を紹介しました。10月には、Lynx社と「LynxSECURE」の国内総代理店契約を締結し、IoT機器メーカー、産業機器メーカーや、インフラ関連企業を中心に販売促進活動を積極的に展開しました。平成28年２月には、お客様へのサービス、及びサポート体制の充実・強化、並びに技術力の強化等を目的に、米国シリコンバレーに研究・開発機能を有する米国子会社「Adsol-Nissin San Jose R&D Center, Inc.」を設立しました。更に、検証・デモンストレーション用の専用ルームを東京本社に開設し、続いて関西支社に開設する準備を進めたことに加え、東京本社内にセキュリティ・ラボを設置し、技術やサービスの脆弱性に関する調査・研究、及び診断サービスの提案に向けた取組みを継続しました。その他では、複数の大学との産学連携による、IoTセキュリティに関する検証・研究に取組んだことに加え、提携先のブレインワークス社との協業による大手企業及びそのグループ会社向けの情報セキュリティに関するコンサルティング・サービスを継続しました。今後も、事業セグメントの枠を超えた提案活動に注力します。

融合と連携による新たな価値の創造としては、「GISソリューション：SUN MAP®」において、サービスの拡充として、新たに「クラウドサービス」及び「配送計画最適化ソリューション：SUN MAP® for VRP™」の提供を開始しました。提案活動の強化として、「ワイヤレスジャパン2015」、「第11回GISコミュニティフォーラム」、「ビジネスシヨウ＆エコフェア2015」、「フードセーフティジャパン2015」、「モノづくりフェア2015」、「IoT Technology 2015 総合技術展」、及び「セキュリティ・安全管理総合展 SECURITY SHOW 2016」の各展示会に出展しました。オフショア・ニアショア開発への取組みとして、引続き中国やベトナムでの開発を継続したことに加え、ベトナムでの開発体制の更なる拡充に向けた準備を開始すると共に、

国内地方でのニアショア開発体制の拡充に向けた活動に注力しました。

競争優位の発揮としては、研究開発活動として、スマートメータ、位置検知、及びID認証セキュリティに関する技術研究に取組みました。人材育成として、プロジェクト管理者研修の実施、及びプロジェクト・マネジメントの強化に向け、プロジェクト管理の国際標準資格であるPMP（Project Management Professional）人材の育成に継続して取組みました。研究開発の取組みとして、先端IT技術研究所を設置し、先進技術の研究やソフトウェア開発における生産技術の革新（賢く価値を生み出す開発モデルの実現）に継続して取組みました。業界貢献活動として、ソフトウェア開発における生産性の向上や効率化の推進、新たな開発モデルの確立、及び競争力の向上に向け、株式会社オージス総研、及びコベルコシステム株式会社と共同で、「エンタープライズアジャイル勉強会」を発足しました。産学連携と人材育成への取組みとして、立命館大学で開催された「OPEN LABORATORY」にて、当社の産学連携での取組み実績と研究内容について講演を行いました。

その他には、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的に、平成27年６月25日の第40回定時株主総会において、ストックオプションの発行を決議した他、平成28年２月24日に、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)から、東京証券取引所市場第二部へ市場変更しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、社会システム事業において、エネルギー関連が継続して業績を牽引したことに加え、ユビキタス事業が堅調に推移したことにより、10,460百万円と前期比15.7%の増収となりました。

営業利益は、収益性向上への取組みや、売上高の増加に伴う増収の一方で、東京証券取引所市場第二部への上場市場変更関連費用、セキュリティ・ソリューション「LynxSECURE」の関連投資（総代理店契約、技術研究・トレーニング、R&D機能を有する米国子会社「Adsol-Nissin San Jose R&D Center, Inc.」開設、及び販売促進費用等）、及び受託ソフトウェア開発を中心とした開発環境の整備等に関する投資に加え、長期金利の低下に伴う退職給付費用の増加があったことから、541百万円（前期は408百万円）、経常利益は549百万円（前期は409百万円）、当期純利益は289百万円（前期は229百万円）となりました。

各セグメントの状況は次の通りであります。

ⅰ社会システム事業

社会システム事業における分野別の状況は次の通りであります。

ビジネス分野では、当初、第３四半期より縮小を見込んでいた電力の自由化関連が継続したことに加え、ガスの自由化関連案件が堅調に推移した他、メディカル関連や、ネットワーク・セキュリティ監視関連等が堅調に推移しました。

通信分野では、制御分野におけるスマートメータの通信制御関連案件への対応を強化したことに伴い減少しました。

制御分野では、前期あった鉄道関連が終了した他、プリント関連機器開発が減少しましたが、スマートメータの通信制御関連案件や、航空関連が順調に拡大したことに加え、映像関連等が堅調に推移しました。

その結果、当事業年度の売上高は、6,833百万円と前期比32.2％の増収となりました。

ⅱユビキタス事業

ユビキタス事業における分野別の状況は次の通りであります。

組込み分野では、自動車における次世代システム関連が順調に拡大した他、複合機関連やメディカル関連が堅調に推移しました。

ユビキタス分野では、食品工場でフードディフェンス対策として、当社が特許を保有する「ID認証セキュリティ・ソリューション：tACCESS™」（電界通信「タッチタグ」を用いた入退場管理システム）の採用が継続した他、対応領域拡大に向けた顧客との調整を進めました。又、スマートメータに搭載される国際無線通信規格「Wi-SUN」に準拠したファームウェア（uStack™）の提供が堅調に推移しましたが、OSや製品販売が減少しました。

その結果、当事業年度の売上高は、1,667百万円と前期比5.5％の増収となりました。

ⅲ金融システム事業

金融システム事業の状況は次の通りであります。

金融分野では、信販向けクレジット・カード関連は堅調に推移しましたが、銀行営業店端末システムは次案件の立上がりが遅れたことにより減少しました。又、案件の選択と集中による収益性の向上と品質強化に取組みました。

その結果、当事業年度の売上高は、1,959百万円と前期比14.4％の減収となりました。

| 事業 | | 平成27年３月期 | | | 平成28年３月期 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 売上高 | | | 売上高 | | |
| | 分野 | 実績（百万円） | 構成比（％） | 前期比（％） | 実績（百万円） | 構成比（％） | 前期比（％） |
| 社会システム | | 5,168 | 57.2 | 12.1 | 6,833 | 65.3 | 32.2 |
| | ビジネス | 2,951 | 32.7 | 22.8 | 4,781 | 45.7 | 62.0 |
| | 通信 | 551 | 6.1 | △13.2 | 150 | 1.4 | △72.7 |
| | 制御 | 1,664 | 18.4 | 6.0 | 1,900 | 18.2 | 14.2 |
| ユビキタス | | 1,580 | 17.5 | △4.8 | 1,667 | 16.0 | 5.5 |
| | 組込み | 1,317 | 14.6 | △1.8 | 1,418 | 13.6 | 7.7 |
| | ユビキタス | 263 | 2.9 | △17.6 | 248 | 2.4 | △5.5 |
| 金融システム | | 2,289 | 25.3 | 5.6 | 1,959 | 18.7 | △14.4 |
| 全社合計 | | 9,038 | 100.0 | 7.1 | 10,460 | 100.0 | 15.7 |

② 設備投資の状況

当会計年度に実施しました設備投資の総額は、29百万円であります。

その主なものは、関西支社に設置したプロジェクトルーム（大阪府大阪市）の設備工事、及び株主総会支援システム等の購入等によるものであります。

③ 資金調達の状況

平成27年８月19日開催の取締役会決議に基づき、運転資金の効率的な調達を行う為、金融機関３社と７億円のコミットメントライン契約を締結致しました。

契約先並びに契約日は次の通りであります。

・株式会社みずほ銀行　　平成27年 9月 30日
・株式会社三菱東京UFJ銀行　　平成27年 9月 30日
・株式会社三井住友銀行　　平成27年10月31日

尚、当事業年度末において、本契約による借入実行残高はありません。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当する事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当する事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、平成28年２月18日付で、100％出資子会社「Adsol-Nissin San Jose R&D Center, Inc.」を設立しています。

### ⑵　直前３事業年度の財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第 38 期<br>(平成25年３月期) | 第 39 期<br>(平成26年３月期) | 第 40 期<br>(平成27年３月期) | 第 41 期<br>(当事業年度)<br>(平成28年３月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高(千円) | 8,084,622 | 8,436,950 | 9,038,066 | 10,460,314 |
| 経常利益(千円) | 208,478 | 300,129 | 409,601 | 549,796 |
| 当期純利益(千円) | 115,373 | 167,218 | 229,267 | 289,179 |
| １株当たり当期純利益　(円) | 27.18 | 39.79 | 52.70 | 64.99 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益　(円) | － | 39.42 | 51.80 | 63.33 |
| 総資産(千円) | 3,757,135 | 3,877,607 | 4,578,564 | 5,175,301 |
| 純資産(千円) | 1,832,656 | 1,964,324 | 2,454,899 | 2,652,018 |
| １株当たり純資産額　(円) | 436.11 | 466.57 | 549.74 | 585.18 |
| 自己資本比率　(％) | 48.8 | 50.6 | 53.4 | 50.3 |

（注）１．当社は、平成25年10月17日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成26年1月1日付で、普通株式1株を3株に分割いたしました。
これに伴い、平成26年１月１日に行った株式分割が、第38期の期首に行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。
２．潜在株式調整後の１株当たり当期純利益につきましては、第38期は潜在株式が存在しない為、記載しておりません。

### ⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。尚、当社の子会社として「Adsol-Nissin San Jose R&D Center, Inc.」がありますが、設立して間もない為、利益基準及び剰余金基準からみて重要性が乏しいものとして、連結の範囲から除外しております。又、当社には、特定完全子会社はありません。

### ⑷ 対処すべき課題

今後の社会インフラは、2020年に開催が予定されている東京オリンピックをひとつの契機として、エネルギー、自動車・道路、鉄道、航空、通信、防災、医療等、あらゆる分野で、第４次産業革命とも呼ばれるIoTや第３のプラットフォーム（モバイル、ソーシャル、ビッグデータ、クラウド）等の先進的なICT技術をフル活用した次世代システムへの移行・更新が進展して参ります。又、情報セキュリティの領域では、情報漏洩や標的型サイバー攻撃の脅威は高まっており、IoTが本格的に進展する情勢において、情報システム全体やIoT機器に対するセキュリティ対策が急がれています。

当社は、社会システム領域と全IoT領域での強みを背景に、「安心」「安全」「快適」「環境」をキーワードに、豊かな社会の発展に貢献して参ります。

又、旺盛なICT需要を追い風に、持続的成長と企業価値向上の実現に向け、長期的な安定成長を支える事業基盤を整備すると共に、先進的なアドバンスト・ソリューションの創造・提供を推進し、「利益成長型企業」を目指します。

更に、ガバナンス・コンプライアンスの充実を図ると共に、事業効率の向上に努めて参ります。

⑸ **主要な事業内容**（平成28年３月31日現在）

当社は、独立系の情報システム開発企業として、社会システムを中核に、多くの企業や公共向け情報システムの開発、及びソリューションの提供並びに商品化と販売を行うと共に、様々な顧客の特有な業務に対応するノウハウを長期に亘り蓄積し、特徴ある技術を中核としたソリューションを次々と提供してきました。

特に、エネルギー、鉄道、航空、道路、通信、金融等における社会インフラのシステム構築を数多く手掛けるICT企業として、事業基盤を構築してきました。

事業構成としては、社会システム事業、ユビキタス事業、金融システム事業の３つの事業を展開しており、それぞれが蓄積した特徴ある技術を中核に、お客様の事業特性と情報システムのライフ・サイクルに合わせて、コンサルティングから保守に至る一貫したワンストップ・ソリューションを提供しています。

技術的には、デバイス（センシング、OS、近距離無線を含む）から、広域ネットワーク、大規模基幹システム、クラウド、ビッグデータに至るIoTシステムの全域にセキュリティを加え、ワンストップにて提案しています。

開発面では、グローバル分散開発力（国内地方や中国・ベトナム企業との分散開発体制）と、PMPを保有する当社技術者（技術者の４人に１人が保有）による高度なプロジェクト管理力、経営陣や社内専任組織による徹底した品質レビューによる確かな品質力に強みを有しています。

一方、他社との差別化を明確化するソリューション開発にも注力しており、「セキュリティ」、「GIS」、「センサ・ネットワーク」、「ID認証セキュリティ」等、新たな価値の創造に継続的に取組むことに加え、先端IT技術研究所では「システム・エンジニアリング」「ソフトウェア・エンジニアリング」の観点から、将来当社の事業活動において必要になると予想される先端技術や、設計技術・生産技術等の研究開発を行っております。

社会システム事業、ユビキタス事業、及び金融システム事業の概要は以下の通りです。

社会システム事業では、エネルギー、鉄道、航空、次世代通信、プラント、地理情報等の社会インフラと、産業機器に関する装置制御を、総合的なソリューションとして展開しています。

ユビキタス事業では、OSのカーネル技術、デバイス・ドライバ開発技術をベースに、先進的な次世代をテーマとした自動車、オフィス機器、医療機器等のIoT組込みシステムと、スマート・メーターや、当社の特許技術を応用したID認証等のソリューションに、セキュリティを加えた提案を展開しています。

金融システム事業では、銀行、ネットバンク、信託銀行、信販、生損保等の金融機関向けに、新たなオープン系の金融ネットワーク・ソリューションを展開しています。

### ⑹ 主要な営業所及び工場（平成28年３月31日現在）

| | |
|---|---|
| 本社 | 東京都港区港南四丁目１番８号　リバージュ品川 |
| 関西支社 | 大阪市北区堂島浜一丁目４番４号　アクア堂島東館 |
| 九州支社 | 福岡市博多区博多駅前三丁目30番23号　博多管絃ビル |
| 仙台開発センタ | 仙台市青葉区一番町一丁目２番25号　仙台NSビル |

### ⑺ 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 489（1）名 | 4名増（0） | 39.2歳 | 12.9年 |

（注）　使用人数は、正社員、契約社員、特別契約社員の合計であり、（　）内は臨時雇用者（派遣受入社員）を外数で記載しております。

### ⑻ 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 株式会社みずほ銀行 | 102,500千円 |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 102,500千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 7,500千円 |

### ⑼ その他会社の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成28年２月24日付で、当社株式は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）から東京証券取引所市場第二部へ市場変更しました。

## 2．株式の状況（平成28年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 14,400,000株

⑵ **発行済株式の総数** 4,565,730株

⑶ **単元株式数** 100株

⑷ **株主数** 3,780名

⑸ **大株主（上位10名）**

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 株式会社インテック | 585,000株 | 13.1% |
| アドソル日進従業員持株会 | 563,900 | 12.7 |
| 高原慶一朗 | 270,000 | 6.1 |
| 日本プロセス株式会社 | 247,000 | 5.6 |
| 株式会社みずほ銀行 | 186,000 | 4.2 |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 138,000 | 3.1 |
| 今藤一行 | 75,000 | 1.7 |
| 海瀬希予史 | 75,000 | 1.7 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 68,500 | 1.5 |
| 三菱電機コントロールソフトウェア株式会社 | 66,000 | 1.5 |

（注） 持株比率は自己株式（116,778株）を控除して計算しております。

## 3．新株予約権等の状況

### ⑴ 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

| | | 第７回新株予約権 |
|---|---|---|
| 発行決議日 | | 平成25年６月27日 |
| 新株予約権の数 | | 575個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式　172,500株　（注）１<br>（新株予約権１個につき300株） |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権１個当たり144,300円<br>（株式１株当たり　481円）　（注）１ |
| 権利行使期間 | | 平成28年８月２日から平成30年８月１日まで |
| 行使の条件 | | （注）２ |
| 役員の保有状況 | 取締役（社外取締役を除く）（注）３ | 新株予約権の数　60個<br>目的となる株式数　18,000株<br>保有者数　5人 |
| | 社外取締役 | － |
| | 監査役　（注）４ | 新株予約権の数　10個<br>目的となる株式数　3,000株<br>保有者数　1人 |

（注）１．平成26年１月１日付株式分割（１株につき３株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

２．①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合により退職した場合はこの限りではない。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

３．上記のうち、取締役２名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

４．監査役が保有している新株予約権は、新株予約権発行時に当社取締役の地位にあったときに付与されたものです。

| | | 第１回　株式報酬型新株予約権 |
|---|---|---|
| 発行決議日 | | 平成27年６月25日 |
| 新株予約権の数 | | 22,774個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式　22,774株<br>（新株予約権１個につき１株） |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権１個当たり1,214円　　（注）１<br>（株式１株当たり　1,214円） |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権１個当たり１円<br>（株式１株当たり　１円） |
| 権利行使期間 | | 平成27年８月４日から平成57年８月３日まで |
| 行使の条件 | | （注）２ |
| 役員の保有状況 | 取締役（社外取締役を除く） | 新株予約権の数　22,774個<br>目的となる株式数　22,774株<br>保有者数　5人 |
| | 社外取締役 | － |
| | 監査役 | － |

（注）１．当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対して、払込金額に相当する金銭報酬を支給し、割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する当該報酬債権と払込金額の払込債務とを相殺している。

２．①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成56年8月4日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。

③上記①、②に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、組織再編成行為時における新株予約権の取扱いの規定に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）　当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

④１個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

### ⑵ 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

| | 第８回新株予約権 |
|---|---|
| 発行決議日 | 平成27年６月25日 |
| 新株予約権の数 | 559個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式　55,900株<br>（新株予約権１個につき100株） |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権１個当たり147,400円<br>（株式１株当たり　1,474円） |
| 権利行使期間 | 平成30年８月４日から平成32年８月３日まで |
| 行使の条件 | （注）１ |
| 使用人等への交付状況 | 新株予約権の数　559個<br>目的となる株式数　55,900株<br>保有者数　444人 |

（注）１．①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社の従業員の地位を有していることを要する。但し、定年又は会社都合により退職した場合はこの限りではない。
②新株予約権の相続はこれを認めない。
③１個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

### ⑶ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4．会社役員の状況

### ⑴ 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 上田　富三 | |
| 常務取締役 | 田井　史徳 | ユビキタス･ソリューション事業部長 |
| 取締役 | 田中　耕一 | 情報システム部長 |
| 取締役 | 後関　和浩 | 経営管理部長 |
| 取締役 | 篠﨑　俊明 | 社会システム事業部長 |
| 取締役 | 星野　將 | |
| 取締役 | 峰野　博史 | 静岡大学学術院情報学領域准教授 |
| 常勤監査役 | 三重野　裕彦 | |
| 監査役 | 能口　誠一 | ㈱インテック常勤監査役 |
| 監査役 | 山形　宗紀 | 山形宗紀税理士事務所 |

（注）１．取締役星野將氏及び取締役峰野博史氏は、社外取締役であります。尚、峰野博史氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
２．監査役能口誠一氏及び監査役山形宗紀氏は、社外監査役であります。
３．監査役能口誠一氏は、㈱インテックの監査役であり、幅広い経験と見識等を有しております。
４．監査役山形宗紀氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

### ⑵ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当する事項はありません。

### ⑶ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、各社外取締役及び各監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該責任限定契約の内容の概要は、次の通りであります。

・当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額とします。

・責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限ります。

### ⑷ 事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区　　分 | 員　　数 | 報酬等の総額 |
|---|---|---|
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 7名<br>(2) | 140,640千円<br>(6,750) |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 2<br>(1) | 10,394<br>(1,800) |
| 合計<br>（うち社外役員） | 9<br>(3) | 151,034<br>(8,550) |

（注）1．当事業年度末現在の取締役は７名（うち社外取締役２名）、監査役は３名（うち社外監査役２名）であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、無報酬の監査役１名（うち社外監査役１名）を含んでいる為であります。

2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．取締役の報酬額は、平成23年６月23日開催の第36回定時株主総会において、年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、平成27年６月25日開催の第40回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額60百万円以内と決議いただいております。

4．監査役の報酬額は、平成13年６月27日開催の第26回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

5．上記の報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として次の金額が含まれております。

・取締役５名　28,193千円（社外取締役については含まれておりません。）

・監査役１名　　74千円（社外監査役については含まれておりません。）

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当する事項はありません。

③ 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当する事項はありません。

### ⑸ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

取締役峰野博史氏は、静岡大学学術院情報学領域の准教授であります。当社は同大学との間には特別な関係はありません。

監査役能口誠一氏は、㈱インテックの監査役であります。当社は、同社との間にソフトウェア開発の受託等の取引関係があります。

監査役山形宗紀氏は、山形宗紀税理士事務所の税理士であります。当社は、同事務所との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| | 活　　動　　状　　況 |
|---|---|
| 取締役　星野　將<br>（平成26年６月26日就任） | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席致しました。<br>取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の助言・提言を行っております。 |
| 取締役　峰野博史<br>（平成26年６月26日就任） | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席致しました。<br>取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の助言・提言を行っております。 |
| 監査役　能口誠一<br>（平成26年６月26日就任） | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席致しました。<br>監査役会14回のうち14回に出席致しました。<br>取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の発言を行っております。<br>又、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役　山形宗紀<br>（平成26年６月26日就任） | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席致しました。<br>監査役会14回のうち14回に出席致しました。<br>取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の発言を行っております。<br>又、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、書面決議が６回ありました。

## 5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　太陽有限責任監査法人

⑵ **報酬等の額**

| | 太陽有限責任監査法人 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 14,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14,000千円 |

（注）1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶ **非監査業務の内容**

該当する事項はありません。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑸ **責任限定契約の内容の概要**

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、責任限定契約を締結しておりません。

## 6．業務の適正を確保する為の体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他、会社の業務の適正を確保する為の体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下の通りであります。

### ⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

① コーポレートガバナンス

ⅰ取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規則」、「企業理念」、「経営理念」及び「企業行動規範」に従い、経営に関する重要事項を決定すると共に、取締役の職務執行を監督する。

ⅱ取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規則」その他社内規則に従い、当社の職務を執行する。

ⅲ代表取締役は、毎月取締役会において職務執行の状況を取締役会に報告する。

ⅳ監査役は、法令が定める権限を行使すると共に、内部監査組織及び会計監査人と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

② コンプライアンス

取締役及び使用人は「法令」、「企業理念」、「経営理念」、「企業行動規範」及び「社内規則」に則り行動するものとする。

又、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

③ 財務報告の適正性確保の為の体制整備

「経理規則」その他社内規則に従い、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保する為の体制を確保すると共に、経営の効率化とリスク管理を両立させ、財務報告に係る内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。

ⅰ代表取締役は、財務報告に係る内部統制を整備・運用する。

ⅱ取締役会は、財務報告に係る内部統制が確実に実行されるよう取締役を監視・監督する。

ⅲ監査役は、独立した立場から財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監査する。

④ 内部監査

代表取締役直轄の内部監査組織を設置すると共に監査責任者1名及び必要に応じて監査担当者を任命する。

内部監査組織は、「内部監査規則」に基づき、業務全般に関し、社内規則の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役に対し、その結果を報告する。

又、内部監査組織は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

### ⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報の保存・管理

取締役は、「文書管理規則」その他社内規則の定めるところに従い、職務執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）に記録し、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書及びその他の関連資料と共に適切に保存し、管理する。

又、「情報セキュリティ基本方針」等を定め、当社の情報資産を適切に管理する方針を明確化し、当該情報資産を漏洩や改ざん又は、事故や故障若しくは、自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。

② 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することが出来る。

### ⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業価値増大の観点から、あらゆる事業リスクを的確に把握し、積極的に経営戦略の中で取組んでいく必要があるという認識に立ち、代表取締役をはじめ取締役が、経営に関わる法令遵守や個人情報保護等の重要事項について「経営会議」において審議し社長の承認を受ける若しくは、中でも重要な事項については、「取締役会」で決議する。これにより情報の共有化と経営体制の強化に繋げるとともに、リスク管理が円滑、且つ有効に機能するように、継続的に監視・監督を行う。

又、各組織内においては組織の最上位責任者が、自己の分掌範囲について責任を持って、各種規定に基づいてリスクを回避する手段を講じ、顕在化した場合に迅速な対応がとれる体制を確立する。更に、使用人に対しても、総務部が、取引先情報をはじめとする情報管理体制やインサイダー取引規制及び反社会的勢力の排除等のコンプライアンス教育等、企業倫理の遵守に関する説明会の開催や階層別教育を随時実施して、意識の向上と周知徹底を図る。

取締役は、個々の職務執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、社内規則に基づきその把握と管理の為のリスク管理体制を整備する。

又、リスク管理組織として総務部がリスク管理活動を統括し、「リスク管理規則」の整備とその運用を図る。

又、地震、台風等の自然災害、地域災害、公共インフラの停止、経営上の重大障害等の緊急対応として、事業活動及び重要な業務プロセスが中断されないよう、或いは、中断された場合でも、受容可能なレベルまで早期に再開出来るよう、事業継続計画を整備する。

**⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制**

① 経営会議

職務執行の決定を適切且つ機動的に行う為、代表取締役を補佐する機関として経営会議を設置し、経営課題の共有化を図り、効果的な議論を行い、全社的に意思決定が必要な事項を「取締役会」に付議することにより、経営の効率化を行う。

② 職務権限・責任の明確化

適正且つ効率的な職務の執行を確保する為、「業務分掌規則」、「職務権限規則」等、各種社内規則を整備し、各役職者の権限及び責任を明確にする。

**⑸ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

子会社の経営の自主独立性を尊重しつつ、企業集団全体の業務の適正を確保するため子会社においても「企業理念」、「経営理念」、「企業行動規範」を周知徹底させるとともに、子会社の重要な業務執行等について、当社の取締役会において審議及び報告を行い、子会社の業務執行の的確な把握に努めることとする。子会社との間で適宜連絡会議を開催し、又は必要に応じて当社から取締役又は監査役を派遣し、子会社の業務執行状況及び財務状況の報告を受けるとともに、各担当組織により子会社の業務の適正及び適切なコンプライアンス体制構築を確保するために必要な助言及び指導等を行うようにする。

**⑹ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置することとする。

尚、監査役補助者を設置した場合は監査役補助者の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で代表取締役が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

又、監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

並びに、当該使用人に対して必要な調査権限・情報収集権限を付与することが出来るものとする。

**⑺ 取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制、その他の監査役への報告に関する体制**

① 監査役が、監査役の職務の遂行に必要な事項に関して随時、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来る体制とする。

② 監査役が、随時、当社及び子会社の取締役と意見交換の機会をもつこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、及び重要情報に関する情報の入手が出来る体制とする。

③ 監査役が、会計監査人及び内部監査組織と連携することにより、監査の実効性を確保出来る体制とする。

④ 「公益通報者保護規則」を定め、その適切な運用を維持することにより、監査役へ法令違反その他のコンプライアンス上の問題について報告が出来る体制とする。
又、通報者等に対していかなる不利益取り扱いを行わない及び通報者等の職場環境が悪化することの無いように適切な処理を執ることで通報者等の保護を行うようにする。

**⑻ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針に関する事項**

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行うことが出来る体制とする。

**⑼ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制**

① 内部監査組織の監査役との連携
内部監査組織は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議すると共に、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をする等、密接な情報交換及び連携を図る。

② 外部専門家の起用
監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、会計監査人その他の外部専門家を独自に起用することが出来る。

### ⑽ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ企業行動規範を定め、取締役会・経営陣は、企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮しています。

ⅱコンプライアンスの推進については、コンプライアンス体制に係わる規則等を整備し、当社の取締役及び使用人等が規則に準拠した業務運営にあたれるように研修等を通じ指導しています。

ⅲ「経理規則」その他社内規則に従い、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保する為の体制を確保するとともに、経営の効率化とリスクの管理を両立させ、財務報告に係わる内部統制が有効に機能するよう、全社レベルでの最適化を図っています。

ⅳ内部監査部門である考査室は、社内規則にもとづき、監査役及び必要に応じて会計監査人と連携して内部監査を行い、業務の適法性と適正性等を監査しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規則」等にもとづき、適切な保存期間を定め、保存及び管理をしています。取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧することが出来ることとなっています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役・経営幹部を構成員とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンスに対するリスクを管理しています。又、内部監査を担当する考査室は、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性及びこれを確保するための体制の運用の有効性をモニタリングし、当社のリスクの早期に発見し、解決を図っています。

④ 取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は「役員会規則」に則り、月１回定例開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、遅滞なく業務執行の決定が行われる体制となっています。又、職務権限と責任を明確にして、適正かつ効率的な職務の執行を確保する為、「業務分掌規則」、「職務権限規則」等、各種社内規則を整備し、各役職者の権限及び責任を明確にしています。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社においても「企業理念」、「経営理念」、「企業行動規範」を周知徹底させるとともに、子会社の重要な業務執行等について、当社の取締役会において審議及び報告を行い、子会社の業務執行の的確な把握に努めるよう体制の整備を進めています。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会は総務部が事務局として、その支援を行っていますが、監査役が監査役補助者を置くことを求めた場合には、当該監査役補助者を配置するものとしています。又、監査役補助者は、取締役の指揮命令を受けず監査役の指揮命令下で職務を遂行することとなっています。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、定期的または必要に応じて当社の取締役及び使用人に対してヒアリングを行い業務執行状況等の説明を求めることが出来ることとなっています。

⑧　監査役の職務の執行について生じる費用等処理に係わる方針に関する事項

監査役は必要に応じて、弁護士やコンサルタント等外部の専門家を活用出来るよう規則に定め、これに伴い生じる費用は、当社にて負担しています。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制

監査役は、代表取締役と定期的及び随時に意見交換を実施し、又、会計監査人及び考査室と連携をとることにより、監査役の監査業務を効率的に進めています。

## 7．剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、経営理念に『私たちは、「会社の発展」「社員の幸福」「株主の利益」をともに追求します』と掲げて、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置付けております。

従いまして、利益配分につきましては、安定的な成長を持続させる為の積極的な投資と、財務体質の安定化に向けた内部留保、更に、株主の皆様に対する利益還元との適正なバランスを確保することを目指しています。

株主還元につきましては、持続的な安定配当に留意し、業績に裏付けられた成果の配分を行います。

当社の剰余金の配当につきましては、従来の配当性向方針を３％引き上げ、「配当性向33％以上」を目指します。

当事業年度の期末配当金につきましては、１株につき、東京証券取引所市場第二部への市場変更記念配当４円を含む19円を予定しております。

既に平成27年12月４日に実施済みの中間配当金１株につき７円と合わせまして、年間配当金は１株につき26円となります。

# 貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| **流動資産** | **3,696,839** | **流動負債** | **1,614,363** |
| 現金及び預金 | 1,219,093 | 買掛金 | 541,835 |
| 受取手形 | 4,670 | 一年以内返済予定長期借入金 | 62,500 |
| 電子記録債権 | 22,989 | 未払金 | 285,648 |
| 売掛金 | 1,987,314 | 未払費用 | 45,400 |
| 製品 | 2,947 | 未払法人税等 | 199,606 |
| 材料 | 14,647 | 未払消費税等 | 89,901 |
| 仕掛品 | 266,850 | 前受金 | 13,448 |
| 貯蔵品 | 1,035 | 預り金 | 67,415 |
| 前払費用 | 45,193 | 賞与引当金 | 300,400 |
| 繰延税金資産 | 127,329 | その他 | 8,207 |
| その他 | 5,168 | **固定負債** | **908,920** |
| 貸倒引当金 | △400 | 長期借入金 | 150,000 |
| **固定資産** | **1,478,461** | 退職給付引当金 | 744,900 |
| **有形固定資産** | **545,360** | その他 | 14,020 |
| 建物 | 156,144 | **負債合計** | **2,523,283** |
| 構築物 | 61 | **純資産の部** | |
| 工具器具備品 | 17,985 | **株主資本** | **2,576,606** |
| 土地 | 371,169 | **資本金** | **499,756** |
| **無形固定資産** | **198,562** | **資本剰余金** | **332,539** |
| ソフトウェア | 31,882 | 資本準備金 | 204,756 |
| その他 | 166,679 | その他資本剰余金 | 127,783 |
| **投資その他の資産** | **734,538** | **利益剰余金** | **1,785,682** |
| 投資有価証券 | 342,222 | 利益準備金 | 39,000 |
| 関係会社株式 | 38,966 | その他利益剰余金 | 1,746,682 |
| 長期貸付金 | 385 | 別途積立金 | 1,387,000 |
| 長期前払費用 | 324 | 繰越利益剰余金 | 359,682 |
| 繰延税金資産 | 219,356 | **自己株式** | **△41,372** |
| 敷金及び保証金 | 100,906 | **評価・換算差額等** | **26,832** |
| 保険積立金 | 32,376 | **その他有価証券評価差額金** | **26,832** |
| | | **新株予約権** | **48,579** |
| | | **純資産合計** | **2,652,018** |
| **資産合計** | **5,175,301** | **負債純資産合計** | **5,175,301** |

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **10,460,314** |
| **売上原価** | | **8,352,155** |
| **売上総利益** | | **2,108,158** |
| **販売費及び一般管理費** | | **1,566,278** |
| **営業利益** | | **541,879** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 9 | |
| 受取配当金 | 11,999 | |
| 保険取扱手数料 | 1,319 | |
| 為替差益 | 706 | |
| 雑収入 | 321 | 14,355 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 1,395 | |
| 売上債権売却損 | 3,626 | |
| コミットメントフィー | 1,416 | 6,439 |
| **経常利益** | | **549,796** |
| **税引前当期純利益** | | **549,796** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 247,690 | |
| 法人税等調整額 | 12,925 | 260,616 |
| **当期純利益** | | **289,179** |

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 |
| | | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 平成27年４月１日期首残高 | 499,756 | 204,756 | 127,783 | 332,539 | 39,000 | 1,247,000 | 299,482 | 1,585,482 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △88,979 | △88,979 |
| 別途積立金の積立 | | | | | | 140,000 | △140,000 | － |
| 当期純利益 | | | | | | | 289,179 | 289,179 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | － | － | － | 140,000 | 60,199 | 200,199 |
| 平成28年３月31日期末残高 | 499,756 | 204,756 | 127,783 | 332,539 | 39,000 | 1,387,000 | 359,682 | 1,785,682 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 平成27年４月１日期首残高 | △41,283 | 2,376,495 | 69,304 | 69,304 | 9,099 | 2,454,899 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △88,979 | | | | △88,979 |
| 別途積立金の積立 | | － | | | | － |
| 当期純利益 | | 289,179 | | | | 289,179 |
| 自己株式の取得 | △89 | △89 | | | | △89 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | △42,471 | △42,471 | 39,480 | △2,991 |
| 事業年度中の変動額合計 | △89 | 200,110 | △42,471 | △42,471 | 39,480 | 197,119 |
| 平成28年３月31日期末残高 | △41,372 | 2,576,606 | 26,832 | 26,832 | 48,579 | 2,652,018 |

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

**個別注記表**

**1．重要な会計方針に係る事項に関する注記**

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ⅰ 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法を採用しております。

ⅱ その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品・原材料・貯蔵品　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。
尚、主要な耐用年数は以下の通りです。

| | |
|---|---|
| 建物 | 8～47年 |
| 工具器具備品 | 2～15年 |

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・その他の無形固定資産　定額法を採用しております。

⑶ 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑷　引当金の計上基準

| | |
|---|---|
| ①　貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備える為、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ②　賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備える為、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |
| ③　退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備える為、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。<br>退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>数理計算上の差異は、発生年度に一括して費用処理しております。 |
| ④　工事損失引当金 | 期末において見込まれる未引渡し工事の損失発生に備える為、当該見込み額を計上しております。 |

⑸　収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

| | |
|---|---|
| ①　当事業年度末迄の進捗部分について成果の確実性が認められる工事 | 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を採用しております。 |
| ②　その他の工事 | 工事完成基準を採用しております。 |

⑹　その他計算書類作成の為の基本となる事項

| | |
|---|---|
| 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。 |

**2．貸借対照表に関する注記**

| | |
|---|---|
| ⑴ 有形固定資産の減価償却累計額 | 377,038千円 |
| ⑵ 関係会社に対する短期金銭債務 | 9,860千円 |

**3．損益計算書に関する注記**

| | |
|---|---|
| ⑴ 関係会社との取引高 | |
| 営業取引 | 37,555千円 |

## ４．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 4,565,730株 | ―株 | ―株 | 4,565,730株 |

⑵　自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式(注) | 116,732株 | 46株 | ―株 | 116,778株 |

（注）　普通株式の自己株式数の増加46株は、単元未満株式の買取によるものであります。

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

ⅰ．平成27年６月25日開催の第40回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　57,836千円
・１株当たり配当額　13円
・基準日　平成27年３月31日
・効力発生日　平成27年６月26日

ⅱ．平成27年11月６日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　31,142千円
・１株当たり配当額　７円
・基準日　平成27年９月30日
・効力発生日　平成27年12月４日

②　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成28年６月29日開催予定の第41回定時株主総会において次の通り付議いたします。

・配当金の総額　84,530千円
・１株当たり配当額　19円
・基準日　平成28年３月31日
・効力発生日　平成28年６月30日

**5．税効果会計に関する注記**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 退職給付引当金 | 228,088千円 |
| 賞与引当金 | 92,703千円 |
| 未払法定福利費 | 14,010千円 |
| 未払事業税 | 14,986千円 |
| 未払事業所税 | 2,532千円 |
| 貸倒引当金 | 123千円 |
| その他 | 45,066千円 |
| 繰延税金資産小計 | 397,511千円 |
| 評価性引当金 | △38,983千円 |
| 繰延税金資産合計 | 358,528千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △11,842千円 |
| 繰延税金負債合計 | △11,842千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 346,686千円 |

（追加情報）

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.3%から平成28年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.8%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は18,402千円減少し、法人税等調整額が19,067千円、及び、その他有価証券評価差額金が665千円、それぞれ増加しております。

## ６．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

必要資金（主に運転資金）は銀行借入により調達しております。

デリバティブ、及び投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び関係会社株式は、業務上の関係を有する上場企業及び未上場企業の株式であります。上場企業の株式においては、市場価格の変動リスクに晒されており、未上場企業の株式においては、企業価値の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、その殆どが２ヶ月以内の支払期日であります。

一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金の最終返済日は、最長で決算日後４年７ヶ月であります。

この内一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

ⅰ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規則に従い、各事業組織における営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ⅱ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務については、その殆どが１ヶ月以内の支払期日であり、取引高も少ないことから市場リスクは殆どないと認識しております。

投資有価証券及び関係会社株式については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有株式を継続的に見直しております。

ⅲ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを出来なくなるリスク）の管理

各事業組織からの報告に基づき担当部署が適時に資金収支予実績表を作成・更新すると共に、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

| | 貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| ⑴現金及び預金 | 1,219,093 | 1,219,093 | － |
| ⑵受取手形 | 4,670 | 4,670 | － |
| ⑶電子記録債権 | 22,989 | 22,989 | － |
| ⑷売掛金 | 1,987,314 | 1,987,314 | － |
| ⑸投資有価証券 | 324,995 | 324,995 | － |
| 資産計 | 3,559,062 | 3,559,062 | － |
| ⑴買掛金 | 541,835 | 541,835 | － |
| ⑵未払金 | 285,648 | 285,648 | － |
| ⑶１年以内返済予定長期借入金 | 62,500 | 62,545 | 45 |
| ⑷長期借入金 | 150,000 | 151,027 | 1,027 |
| 負債計 | 1,039,984 | 1,041,057 | 1,073 |

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

⑴ 現金及び預金

預金はすべて短期である為、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵ 受取手形、⑶ 電子記録債権、⑷ 売掛金

これらは短期間で決済される為、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑸ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

⑴ 買掛金、⑵ 未払金

これらは短期間で決済される為、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　1年以内返済予定長期借入金、⑷　長期借入金

これらの内、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

又、変動金利によるものは、短期内での市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 貸借対照表計上額（千円） |
|---|---|
| 非上場株式 | 56,193 |
| 投資有価証券 | 17,227 |
| 子会社株式 | 17,065 |
| 関連会社株式 | 21,900 |

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について記載しておりません。

3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

| | 1年以内（千円） | 1年超5年以内（千円） | 5年超10年以内（千円） | 10年超（千円） |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 1,219,093 | － | － | － |
| 受取手形 | 4,670 | | | |
| 電子記録債権 | 22,989 | － | － | － |
| 売掛金 | 1,987,314 | － | － | － |
| 合計 | 3,234,067 | － | － | － |

4．長期借入金の決算日後の返済予定額

| | 1年以内（千円） | 1年超2年以内（千円） | 2年超3年以内（千円） | 3年超4年以内（千円） | 4年超5年以内（千円） | 5年超（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 長期借入金 | 62,500 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 30,000 | － |
| 合計 | 62,500 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 30,000 | － |

**7．1株当たり情報に関する注記**

⑴　1株当たり純資産額　585円18銭

⑵　1株当たり当期純利益　64円99銭

## 8．重要な後発事象に関する注記

⑴　ストックオプション新株予約権の付与について

当社は、平成28年５月10日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて承認を求める議案を、平成28年６月29日開催予定の当社第41回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

①　特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の従業員の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、従業員に対して新株予約権を次の要領により発行するものであります。

②　新株予約権の発行要領

ⅰ．新株予約権の割当てを受ける者

当社の従業員

ⅱ．新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式63,500株を上限とする。但し、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権１個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。尚、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

又、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

ⅲ．新株予約権の総数

635個を上限とする。

ⅳ．新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることが出来る新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

ｖ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることが出来る株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値（終値のない日を除く。）に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとする。但し、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

尚、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

イ．当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

ロ．当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

ハ．当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等又は株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

vi．新株予約権を行使することが出来る期間

割当日の翌日から３年を経過した日より２年間とする。但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

vii．新株予約権の行使の条件

イ．新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の従業員の地位を有していることを要する。但し、定年又は会社都合により退職した場合はこの限りではない。

ロ．新株予約権の相続はこれを認めない。

ハ．１個の新株予約権につき、一部行使は出来ないものとする。

viii．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ．記載の資本金等増加限度額から上記イ．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

ix．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

x．新株予約権の取得の事由及び条件

イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することが出来る。

ロ．新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなり権利を行使することができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、当該新株予約権を無償で取得することが出来る。

xi．組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

イ．交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ロ．新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

ハ．新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「ⅱ．新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

ニ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記ⅴ．で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記ハ．に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ．新株予約権を行使することが出来る期間

上記「ⅵ．新株予約権を行使することが出来る期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「ⅵ．新株予約権を行使することが出来る期間」の満了日までとする。

ヘ．新株予約権の行使の条件

上記「ⅶ．新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

ト．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「ⅷ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

チ．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

リ．新株予約権の取得の事由及び条件

上記「ｘ．新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

xii．新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

xiii．新株予約権の割当予定日

平成28年８月１日

xiv．その他新株予約権の内容

上記ⅰ.からxiii.までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集要項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

⑵業績目標コミットメント型有償新株予約権の発行について

当社は、平成28年５月10日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしました。なお、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

①業績目標コミットメント型有償新株予約権の発行目的

当社は、2016年４月からの３カ年を対象とした新たな中期経営計画「Vision 2020」を策定しました。新たに「IoTで未来を拓く総合エンジニアリング企業」を中長期的に目指す姿（ビジョン）として掲げ、この３カ年を、2020年以降も持続的成長を遂げる為の変革期と位置付け、「IoTを活用した次世代社会システムで次なる成長」のスローガンの下で「利益成長型企業」を目指します。本新株予約権は、「Vision 2020」における業績目標の達成と持続的な成長ならびに企業価値向上を目指すにあたり、一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、中期インセンティブプラン（以下、「本インセンティブプラン」といいます。）として、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本インセンティブプランは、株主の皆様をはじめとしたステークホルダー各位への中期経営計画の業績目標達成のコミットメントであり、当社経営陣が、業績向上による利益還元の視点に加えて、株主資本の価値を向上させる視点を明確に意識することによって、一致団結して企業価値向上に取り組むものです。

②業績目標コミットメント型有償新株予約権業績の発行要項

ⅰ．新株予約権の数

280個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式28,000株とし、下記ⅲ．イ．により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

上記の数は割当予定数であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権の数とする。

ⅱ．新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権１個当たりの発行価額は、金600円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

ⅲ．新株予約権の内容

イ．新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

ロ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,420円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

ハ．新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成31年７月１日から平成34年５月26日までとする。

ニ．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(ロ)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から、上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

ホ．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

ヘ．新株予約権の行使の条件

(イ)新株予約権者は、当社が第42期（平成29年３月期）から第44期（平成31年３月期）までの中期経営計画に掲げる３カ年の業績目標（下記ａ．参照）に準じて設定された下記ｂ．に掲げる条件を達成した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

また、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、会社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

ａ．当社第42期（平成29年３月期）から第44期（平成31年３月期）まで中期経営計画に掲げる営業利益の計画数値

1)第42期（平成29年３月期）　営業利益６億円

2)第43期（平成30年３月期）　営業利益７億円

3)第44期（平成31年３月期）　営業利益８億円

※３カ年累計の営業利益21億円

ｂ．本新株予約権の行使に際して定められる条件

第42期（平成29年３月期）から第44期（平成31年３月期）の営業利益の累計額が21億円を超過した場合

(ロ)新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(ハ)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内１名（以下、「権利承継者」という。）に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の法定相続人は本新株予約権を行使できない。

(ニ)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(ホ)各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

ⅳ．新株予約権の割当日

平成28年５月27日

ⅴ．新株予約権の取得に関する事項

イ．当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ロ．新株予約権者が権利行使をする前に、上記ⅲ．ヘ．に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ⅵ．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ．交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ロ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記ⅲ．イ．に準じて決定する。

ニ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記ⅲ．ロ．で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記ⅵ．ハ．に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

ホ．新株予約権を行使することができる期間

上記ⅲ．ハ．に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記ⅲ．ハ．に定める行使期間の末日までとする。

ヘ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記ⅲ．ニ．に準じて決定する。

ト．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

チ．その他新株予約権の行使の条件

上記ⅲ．ヘ．に準じて決定する。

リ．新株予約権の取得事由及び条件

上記ⅴ．に準じて決定する。

ヌ．その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

ⅶ．新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

ⅷ．新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成28年６月24日

ⅸ．申込期日

平成28年５月24日

ⅹ．新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役（社外取締役を除く。）　　５名　280個

## 会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

アドソル日進株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野　村　利　宏　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　渡　邊　　誠　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アドソル日進株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第４１期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、考査室（内部監査部門）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び太陽有限責任監査法人から受けております。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月18日

アドソル日進株式会社　監査役会

常勤監査役　三重野　裕　彦　㊞

社外監査役　能　口　誠　一　㊞

社外監査役　山　形　宗　紀　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

**第１号議案　剰余金の処分の件**

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題の一つと考え、持続的な安定配当に留意すると共に、今後の事業展開等を勘案して以下の通り期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類

金銭と致します。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金19円（東証二部への市場変更記念配当４円を含む）

配当総額は、84,530,088円

尚、平成27年12月に中間配当金として１株につき７円をお支払致しましたので、当事業年度の年間配当金は１株につき26円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月30日と致したいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

①　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　170,000,000円

②　増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　170,000,000円

**第２号議案　取締役７名選任の件**

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 上田 富三（うえだ とみぞう）<br>(昭和26年９月19日) | 昭和49年４月　竹菱電機㈱(現㈱たけびし)入社<br>昭和53年７月　紀陽ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｼｽﾃﾑ㈱代表取締役<br>平成元年12月　㈱スターリング　常務取締役<br>平成３年11月　日本ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝ・ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ㈱（現㈱JIEC）入社<br>平成16年２月　当社入社<br>平成16年４月　当社F&Bｿﾘｭｰｼｮﾝ事業部長<br>平成16年６月　当社取締役就任<br>平成17年６月　当社常務取締役就任<br>平成22年４月　当社代表取締役社長就任(現任) | 43,100株 |
| 2 | 田井 史徳（たい ふみのり）<br>(昭和31年４月25日) | 昭和52年４月　当社入社<br>平成７年10月　当社福岡事業部長<br>平成16年６月　当社取締役関西支社長<br>平成17年４月　当社取締役I&Cｿﾘｭｰｼｮﾝ事業部長<br>平成17年７月　当社主席執行役員I&Cｿﾘｭｰｼｮﾝ事業部長<br>平成20年６月　当社取締役就任<br>平成21年４月　当社取締役関西支社長<br>平成24年４月　当社取締役業務改革推進部長<br>平成25年４月　当社取締役事業推進部長<br>平成25年10月　当社取締役ﾕﾋﾞｷﾀｽ・ｿﾘｭｰｼｮﾝ事業部長<br>平成26年６月　当社常務取締役ﾕﾋﾞｷﾀｽ・ｿﾘｭｰｼｮﾝ事業部長<br>平成28年４月　当社常務取締役IoTｼｽﾃﾑ事業部長(現任) | 16,400株 |
| 3 | 田中 耕一（たなか こういち）<br>(昭和31年６月10日) | 昭和54年４月　当社入社<br>平成12年７月　当社国際事業部長<br>平成21年４月　当社執行役員<br>ｴﾝﾍﾞﾃﾞｯﾄﾞ・ｿﾘｭｰｼｮﾝ事業部長兼営業部長<br>平成22年７月　当社ｴﾝﾍﾞﾃﾞｯﾄﾞ・ｿﾘｭｰｼｮﾝ事業部長<br>平成23年６月　当社取締役ｴﾝﾍﾞﾃﾞｯﾄﾞ・ｿﾘｭｰｼｮﾝ事業部長<br>平成24年４月　当社取締役ﾕﾋﾞｷﾀｽ・ｿﾘｭｰｼｮﾝ事業部長<br>平成25年10月　当社取締役事業推進部長<br>平成26年10月　当社取締役総務部長<br>平成27年12月　当社取締役情報ｼｽﾃﾑ部長（現任） | 11,600株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 4 | 後関 和浩（ごせき かずひろ）<br>（昭和35年９月７日） | 昭和59年４月　朝日ビジネスコンサルタント㈱入社<br>平成２年１月　日本インフォメーション・エンジニアリング㈱（現㈱JIEC）入社<br>平成11年１月　同社事業管理部長<br>平成12年１月　同社経営企画部長<br>平成15年１月　同社情報・品質統括部長兼業務改革室長<br>平成17年６月　当社入社<br>平成17年７月　当社企画部長<br>平成20年４月　当社執行役員企画部長<br>平成23年４月　当社経営管理部長<br>平成26年６月　当社取締役経営管理部長（現任） | 4,200株 |
| 5 | 篠﨑 俊明（しのざき としあき）<br>（昭和41年６月12日） | 平成元年４月　当社入社<br>平成22年７月　当社I&Cソリューション事業部長<br>平成24年４月　当社エンジニアリング・ソリューション事業部長<br>平成25年４月　当社社会システム事業部長<br>平成27年６月　当社取締役社会システム事業部長（現任） | 11,300株 |
| 6 | 星野 將（ほしの すすむ）<br>（昭和19年７月31日） | 平成８年３月　陸上自衛隊　第７師団司令部幕僚長<br>平成11年３月　陸上自衛隊開発実験団長<br>平成13年６月　陸上自衛隊退官<br>平成13年８月　綜合警備保障㈱常勤顧問就任<br>平成16年４月　同社執行役員　開発担当開発企画部長<br>平成22年６月　同社取締役常務執行役員<br>平成23年６月　㈱日本アレフ取締役就任<br>平成26年６月　当社取締役就任（現任） | 1,500株 |
| 7 | 峰野 博史（みねの ひろし）<br>（昭和49年12月11日） | 平成11年４月　日本電信電話㈱入社<br>平成14年10月　静岡大学情報学部助手<br>平成19年４月　静岡大学情報学部助教<br>平成23年４月　静岡大学情報学部准教授<br>平成25年４月　静岡大学大学院情報学研究科准教授<br>平成26年６月　当社取締役就任（現任）<br>平成27年４月　静岡大学学術院情報学領域准教授（現任） | 400株 |

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2．星野將氏と峰野博史氏は、社外取締役候補者であります。
尚、当社は、峰野博史氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、星野將氏と峰野博史氏の両氏が社外取締役に再任した場合、峰野博史氏とともに星野將氏も独立役員となる予定であります。
3．社外取締役候補者とした理由は以下の通りであります。
① 星野將氏は、略歴に記載の通りの経歴と実績を持たれる有識者であり、当社の経営全般に助言・指導をいただける為であります。
② 峰野博史氏は、学術院情報学領域の准教授、研究者として静岡大学で教鞭を執っておられ、情報通信技術に卓越した知識を有していることから、当社の事業に関する助言・指導をいただける為であります。尚、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行出来るものと判断しております。
4．星野將氏、及び峰野博史氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ２年となります。
5．社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。
当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることが出来るように、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役との間で、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款に規定しております。
当社は、星野將氏及び峰野博史氏の選任が承認された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次の通りであります。
・当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に規定する額のいずれか高い額とします。
・責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限ります。

**第３号議案　補欠監査役１名選任の件**

監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、補欠監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。

又、本決議の効力は、次期定時株主総会が開始される時までとします。

尚、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消すことが出来るものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

| 氏名<br>（生年月日） | 略歴<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|
| 木田（きだ）　稔（みのる）<br>（昭和45年７月30日） | 平成５年10月　太田昭和監査法人（現　新日本有限責任監査法人）<br>大阪事務所入所<br>平成15年８月　南ｶﾘﾌｫﾙﾆｱ大学MBAﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ卒業<br>平成16年１月　公認会計士木田稔事務所所長（現任）<br>平成18年12月　監査法人ｸﾞﾗｳﾞｨﾀｽ代表社員就任（現任）<br>平成25年７月　日本公認会計士協会本部理事（現任） | ― |

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．木田稔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．木田稔氏を社外監査役の補欠候補者とした理由は以下の通りであります。
同氏は、監査法人グラヴィタスの代表社員として、国際的な監査・会計の業務にも精通し、上場会社の監査責任者も務めていることから経験、知識も豊富であり、監査体制の強化、充実を図れる為であります。尚、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行出来るものと判断しております。

４．社外監査役の補欠候補者が、監査役に就任する場合に締結する責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。
当社は、監査役として有用な人材を迎えることが出来るように、会社法第427条第１項の規定に基づき、監査役との間で、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款に規定しております。
当社は、木田稔氏が監査役に就任する場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
当該責任限定契約の内容の概要は次の通りであります。
・当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額とします。
・責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限ります。

**第４号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件**

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、次の要領により、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

尚、新株予約権の公正価額は、新株予約権の割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズモデルを用いて算出するものとします。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の従業員の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、従業員に対して新株予約権を次の要領により発行するものであります。

２．新株予約権の発行要領

⑴　新株予約権の割当てを受ける者

当社の従業員

⑵　新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式63,500株を上限とする。但し、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権１個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。尚、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

又、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

⑶　新株予約権の総数

635個を上限とする。

⑷　新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることが出来る新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

⑸　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることが出来る株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値（終値のない日を除く。）に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとする。但し、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

尚、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

③当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等又は株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することが出来る期間

割当日の翌日から３年を経過した日より２年間とする。但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の従業員の地位を有していることを要する。但し、定年又は会社都合により退職した場合はこの限りではない。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③１個の新株予約権につき、一部行使は出来ないものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の取得の事由及び条件

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することが出来る。

②新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなり権利を行使することができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、当該新株予約権を無償で取得することが出来る。

⑾　組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「⑵　新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記⑸で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することが出来る期間
上記「(6) 新株予約権を行使することが出来る期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6) 新株予約権を行使することが出来る期間」の満了日までとする。
⑥新株予約権の行使の条件
上記「(7) 新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
⑨新株予約権の取得の事由及び条件
上記「(10) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権の割当予定日
平成28年8月1日

(14) その他新株予約権の内容
上記(1)から(13)までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集要項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以 上

メ　モ

メ　モ

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル　メインタワー　15階　会議室
TEL　03－3440－1111

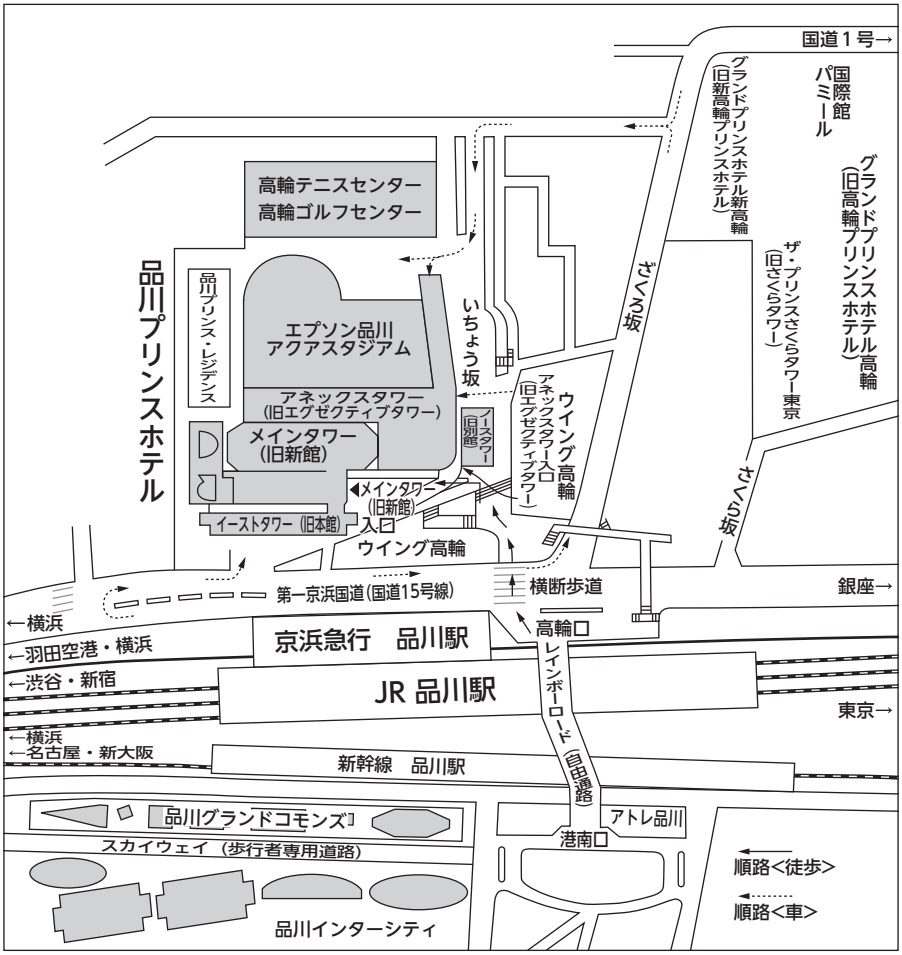


交通　ＪＲ・京浜急行　品川駅　　高輪口より　徒歩約２分

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。